

## 浜松市火災予防条例第 3 条第 1 項第 20 号の解説

### 浜松市火災予防条例第 3 条第 1 項第 20 号

気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

原則として、パイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所（以下、「パイプシャフト等」という。）に気体燃料（都市ガス及びLPガス）を使用する配管、計量器等の附属設備（以下、「ガス配管等」という。）と電気設備（分岐点を有するケーブル、コンセント、メーター等）の併設は認められません。

ただし、一定の措置を講じることで、パイプシャフト等にガス配管等と電気設備を併設することが可能です。

ガス配管等と電気設備を併設する場合の対応方法は以下の 2 通りです。

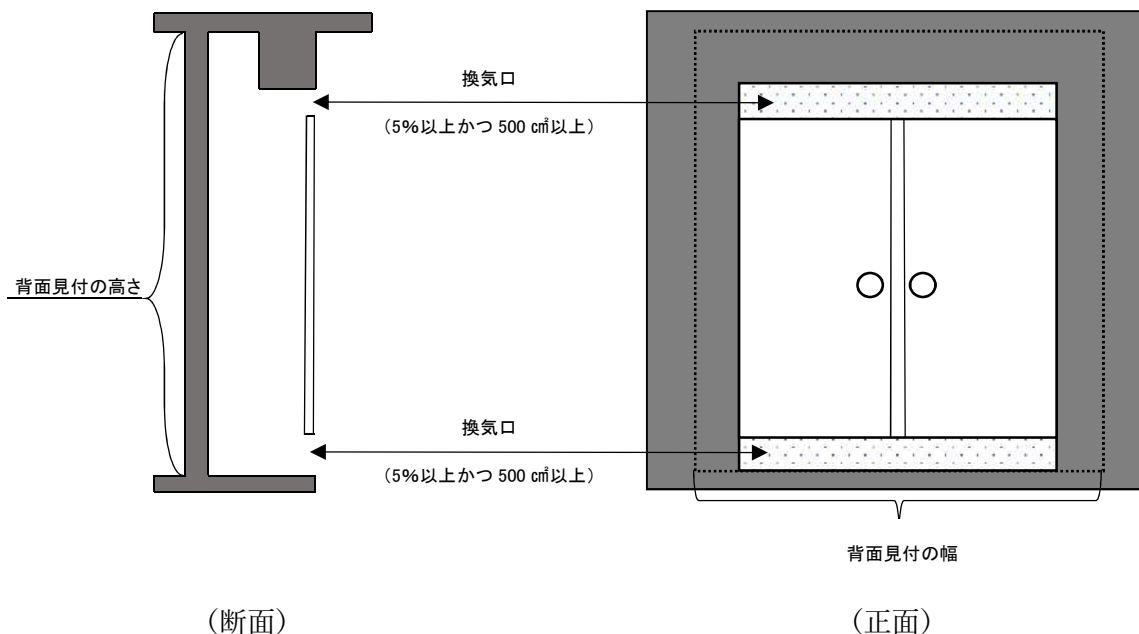
#### 1 漏れた燃料が滞留するおそれのない場所とする方法

次のア及びイを満足すること。

ア パイプシャフト等が、直接外気（開放廊下を含む。）に面していること。

イ パイプシャフト等の上部及び下部に有効な換気口が設けられていること。

なお、有効な換気とは、パイプシャフト等の上部及び下部にパイプシャフト等の背面見付面積の 5% 以上、かつ、500 cm<sup>2</sup> 以上の開口面積をそれぞれ確保するものであること。



## 2 電気設備に防爆工事等の安全措置を講じる方法

開閉器、コンセント等にあつては、安全増防爆構造（正常な運転状態にあれば、火花若しくはアークを発生せず又は高温とならない部分について、異状を生じて火花若しくはアークを発生し、又は高温となることを防止するため構造上特に安全度を増した構造をいう。）とすること。

また配線にあつては、「電気設備の技術基準の解釈」第 159 条の金属管工事又は第 164 条のケーブル工事としたうえ、さらに次の措置を講じること。

### \*金属管工事の場合

ア 金属管相互及び金属管とボックスその他の附属品等とは、5 山以上ねじ合わせて接続するか、これと同等以上の効力のある方法により、堅ろうに接続すること。

イ 隠ぺい場所内で電線を接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いること。

ただし、金属製接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合は、これによらないことができる。

### \*ケーブル工事の場合

隠ぺい場所内でケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は、防じんパッキン方式又は防じん固着式により処理すること。

ただし、次により施工する場合は、これによらないことができる。

ア 金属製接続箱を使用し、接続箱内を充てん剤で充てんした場合

イ ケーブルの分岐又は接続部分が当該ケーブルと同等以上の接続強度及び絶縁性を有する場合

### 【建築基準法に基づく確認申請を行う場合】

上述 1 の措置を講じる場合は、パイプシャフト等の上部及び下部に有効な換気口が確保されていることがわかる計算を、申請図書に明記してください。

換気口計算の例示は次のとおりです。

～パンチングメタルの場合～

必要開口面積＝背面見付面積×5%

実際の開口面積＝1つの孔の面積×孔の個数

必要開口面積＜実際の開口面積（かつ実際の開口面積は 500 cm<sup>2</sup>以上であること。）

∴OK

お問い合わせ

浜松市消防局

予防課 建築同意・検査グループ

TEL:053-475-7543